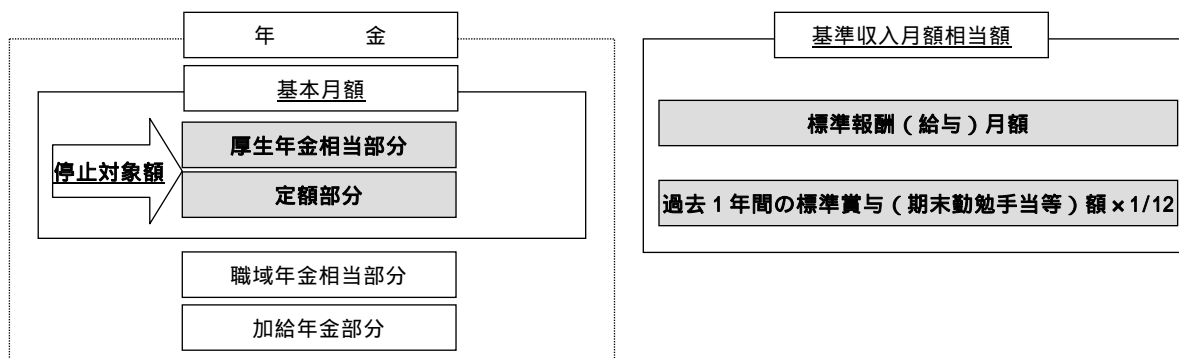


6. 年金の支給調整

(1) 年金所得以外の給与所得者の場合（再就職した場合）

退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者、私立学校教職員共済組合の組合員、国又は地方議会の議員となった場合、共済年金（厚生年金相当部分及び定額部分）の月額と標準報酬（給与）月額と過去1年間の標準賞与（期末勤勉手当等）額の1/12の合計額から支給停止調整額（ ）を控除して得た額の1/2に相当する額に12を乗じて得た額が支給停止される。



$$\text{支給停止額（年額）} = ((\text{基本月額} + \text{基準収入月額相当額}) - \text{支給停止調整額}) \times 1/2 \times 12 \text{ 月}$$

支給停止調整額... { 47万円 1 × (物価変動率 × 実質賃金変動率) } 2

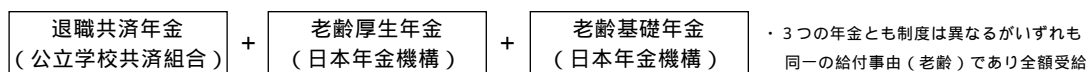
- 1 改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額
- 2 改定の措置は政令で定められる。(1万円未満の端数は四捨五入)

(2) 年金の併給調整

現行の年金制度では、同一人物が複数の年金権を取得した場合、原則として、いずれか一つの年金を選択することになる。しかし、次のような場合には、複数の年金を同時に受給することができる。

【主な例】

老齢を事由とする年金受給権を複数持っている場合



障害を事由とする年金受給権を複数持っている場合



遺族を事由とする年金受給権を複数持っている場合



受給権者が65歳以上の場合の遺族給付と老齢給付の場合

遺族共済年金 (公立学校共済組合) (遺族給付)	+	退職年金 × 1/2 (公立学校共済組合) (老齢給付)			
遺族共済年金 (公立学校共済組合) (遺族給付)	+	老齢基礎年金 (日本年金機構) (老齢給付)			
遺族共済年金 × 2/3 (公立学校共済組合) (遺族給付)	+	退職共済年金 × 1/2 (公立学校共済組合) (老齢給付)	+	老齢基礎年金 (日本年金機構) (老齢給付)	・ この場合は、配偶者の死亡に限る
遺族共済年金 (公立学校共済組合) (遺族給付)	+	退職共済年金 (公立学校共済組合) (老齢給付)	+	老齢基礎年金 (日本年金機構) (老齢給付)	自分の退職共済年金 - 遺族共済年金の額

受給権者が65歳以上の場合の障害給付と老齢給付の場合

障害基礎年金 (日本年金機構) (障害給付)	+	退職共済年金 (公立学校共済組合) (老齢給付)
------------------------------	---	--------------------------------

(3) 雇用保険（失業給付）と退職共済年金との併給調整

退職共済年金の受給中に、失業給付を受給する場合、受給中の退職共済年金額のうち職域年金相当部分を除いた額が支給停止される。

なお、失業給付を受給しない場合は、支給停止されない。

(4) 給付制限

組合員又は組合員であった者が、禁錮以上の刑に処せられた場合又は停職以上の懲戒処分を受けた場合には、その者が支給を受ける退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、職域年金相当部分の額の一部が支給停止となる。

また、遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、その者が支給を受ける遺族共済年金のうち職域年金相当部分の額の一部が支給停止となる。

組合員又は組合員であった者が禁錮以上の刑に処せられた場合

$$\text{職域年金相当部分の額} \times \frac{50}{100} \left(\text{刑の執行中} \frac{100}{100} \right)$$

組合員が懲戒処分によって退職した場合

$$\text{職域年金相当部分の額} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続いている組合員期間}}{\text{年金の算定の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$$

組合員が停職処分を受けた場合

$$\text{職域年金相当部分の額} \times \frac{\text{停職処分を受けた組合員期間}}{\text{年金の算定の基礎となった組合員期間}} \times \frac{25}{100}$$

遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

$$\text{職域年金相当部分の額} \times \frac{50}{100}$$

退職後再度組合員になった者及び組合員であった者が退職手当支給制限等処分を受けた場合

$$\text{職域年金相当部分の額} \times \frac{\text{退職手当支給制限等処分の対象となった退職手当に係る退職までに引き続く組合員期間}}{\text{年金の基礎となった組合員期間}} \times \frac{50}{100}$$

上記 ~ の給付制限は、支給停止の開始から通算して60月に限り行われる。